

令和元年10月31日

愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 森谷 光夫 様

阿久比町長 竹 内 啓 二
(公 印 省 略)

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書に対する
回答について

秋冷の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
日ごろは、町行政につきまして御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。
貴団体からの陳情書について、下記のとおり回答させていただきます。

【陳情項目】 —★印が懇談の重点項目です—

【1】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。

1、安心できる介護保障について

★(1)介護保険料・利用料について

①介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。

【回答】健康介護課

・既に減免制度を実施しておりますが、今後も必要に応じて拡充に努めてまいります。

②介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

【回答】健康介護課

・既に減免制度を実施しておりますが、今後も必要に応じて拡充に努めてまいります。

★(2)介護保険利用について

①介護保険利用の相談窓口で専門知識を持った職員を配置し、要介護認定申請の案内を行ってください。

【回答】健康介護課

・相談窓口は、介護保険係、地域包括支援センターの窓口で実施し、相談内容、サービス内容を確認し、必要なサービスの利用につながるよう担当職員が案内しています。

②訪問介護「生活支援」の回数制限はしないでください。

【回答】健康介護課

・厚生労働省の告示に基づき、必要に応じて地域ケア個別会議で審議し、柔軟に対応しています。

(3) 基盤整備について

★①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。

【回答】健康介護課

・介護保険事業計画で必要数を見極め、計画的に施設整備を行ってまいります。

②特別養護老人ホームに要介護1・2の方が入所できる「特例入所」について、広報を積極的に行い、入所希望者に対して適用してください。

【回答】健康介護課

・要介護1・2の方の入所については、個別の状況に応じて対応をしています。

★(4) 総合事業について

①総合事業の現行相当サービスが必要な人には継続した利用ができるようにしてください。サービス利用者の「状態像」を一方向的に押しつけることや、期間を区切った「卒業」はしないでください。

【回答】健康介護課

・本町では、現行相当サービスの継続に努めており、いわゆる「状態像」の押しつけや「卒業」は行っていません。

②自治体の一般財源を投入して、サービスの提供に必要な総合事業費の確保に努めてください。

【回答】健康介護課

・地域支援事業の財源構成として、総合事業には一般会計から12.5%の繰り入れを行っています。

(5) 高齢者福祉施策の充実について

①サロン、認知症カフェなど高齢者のたまり場事業への助成を実施・拡充してください。

【回答】健康介護課

・地域支援事業の生活支援体制整備事業で、生活支援コーディネーターや協議体と共に集いの場の拡充に努めています。また、地域支援事業の認知症施策総合支援事業では、認知症地域支援推進員の協力のもと、認知症カフェの拡充に努めております。

②多くの高齢者が参加できるように、自治体の責任で介護予防事業を充実・拡充してください。

【回答】健康介護課

・直営の地域包括支援センターが中心となって、一般介護予防事業の「元気アップ教室」などの拡充に努めており、実際に多くの高齢者の皆さんにご利用いただいております。

③住宅改修、福祉用具購入、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。

【回答】健康介護課

・来年度からの実施に向け、現在準備を進めております。

★(6)介護人材確保について

①介護職場の人員不足解消の為、介護人材を抜本的に増やしてください。

【回答】健康介護課

・愛知県と協力して、有効な施策に実施に努めてまいります。

②介護職員の処遇改善のための自治体独自の施策を実施してください。

【回答】健康介護課

・独自の施策の実施は難しいものがありますが、10月からスタートした「介護職員等特定処遇改善加算」を総合事業の指定事業者についても実施していきます。

③利用者にとって危険を招きかねない1人夜勤を自治体の責任で禁止し、8時間以上の長時間労働を是正してください。

【回答】健康介護課

・今後の検討課題とさせていただきます。

★(7)障害者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。

【回答】健康介護課

・今後の検討課題とさせていただきます。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付してください。

【回答】健康介護課

・対象となる方には、確定申告の時期に認定書を個別送付しております。

2. 国保の改善について

★①保険料(税)の引き上げを行わず、払える保険料(税)に引き下げてください。そのために、一般会計からの法定外繰入額を増やしてください。

【回答】住民福祉課

・保険税の減免制度の拡充、保険税の引き下げ及び一般会計からの繰入の増額は、現在のところ考えていません。

★②18歳までの子どもは、子育て支援の観点から均等割の対象とせず、当面、一般会計による減免制度を実施してください。

【回答】住民福祉課

・均等割は、被保険者に均等に課税されるもので、平等にご負担いただいております。中学校卒業までの子どもは、医療費無料制度を実施しています。減免の拡充を図れば、その財源は、他の加入者の負担増になることから、減免制度の拡充は考えていませ

ん。

③収入減を理由にした減免要件の前年総所得・減少割合を改善し、活用できる独自減免制度にしてください。

【回答】住民福祉課

・現在のところ考えていません。

★④資格証明書の発行は止めてください。保険料(税)を継続して分納している世帯には正規の保険証を交付してください。

【回答】住民福祉課

・資格証明書や短期保険証は、滞納者との面談を増やし、納税相談をするためのもので、国保運営上必要な制度と認識しています。公費負担医療の給付対象者、高校生以下の子どもにあっては、資格証明書は発行していません。有効期間満了までに、更新のお知らせや電話での勧奨により、未更新にならないようにしています。

★⑤保険料(税)を払えきれない加入者の生活実態把握に努め、むやみに短期保険証の発行や差押えなどの制裁行政は行わないでください。滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。また、給与などの差押禁止額以上は差押えないでください。

【回答】住民福祉課

・短期保険証の発行は、滞納者との面談を増やし、納税相談をするためのもので、国保運営上必要な制度と認識しています。未納者については、その事態調査や面談等を行っています。なお、滞納整理につきましては、法令を順守し行っています。

⑥一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。また、制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

【回答】住民福祉課

・現在のところ考えていません。

⑦70歳～74歳の高額療養費の支給申請手続を簡素化し、申請は初回のみとしてください。

【回答】住民福祉課

・高額療養費につきましては、ご案内を送付しています。

3. 税の徴収、滞納問題への対応など

税の滞納解決は、児童手当を差押えた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産の差押えは行わないでください。実情をよくつかみ、相談に対応するとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

【回答】税務課

・法に沿って担税力のある人に対して納税していただくこととしており、納税交渉の中で、その人に合った方法で納税対応をしています。差押については調査内容等を確認し、適切な滞納処分を行っています。

4. 生活保護について

★①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第 25 条および生活保護法第 1 条・第 2 条に基づいて行い、「申請書を渡さない」「就労支援(仕事探し)を口実にする」「親族の扶養について問いただす」など、相談者・申請者を追い返すような違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。

【回答】住民福祉課

・生活保護の相談・申請があった場合、福祉事務所(県)と連携し、適切な実施に努めています。

★②ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。また担当者の研修を充実させ、就労支援や生活指導を個別に丁寧に行ってください。

【回答】住民福祉課

・専門職を含む正規職員を増やす計画はありませんが、生活保護の相談があった場合、(県)福祉事務所と連携し、適切な実施に努めています。

③行政側のミスによる過誤払いが発生した場合は、生活保護利用者に返還を一方的に求めないでください。

【回答】住民福祉課

・国、県の基準に基づいて行っています。

④生活保護利用者の人権を侵害する一律的な資産調査をやめてください。

【回答】住民福祉課

・国、県の基準に基づいて行っています。

★⑤夏季期間、近年の暑さへの対応として、エアコンの購入費用(更新含む)や電気代の助成を行ってください。

【回答】住民福祉課

・国、県の基準に基づいて行っています。

5. 福祉医療制度について

★①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

【回答】住民福祉課

・現行制度の存続に努めます。

★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。中学校卒業まで現物給付(窓口無料)で実施していない市は、早急に実施してください。また、入院時食事療養の標準負担額も助成対象としてください。

【回答】住民福祉課

・限られた財源の中、現時点では考えていません。

★③精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、自立支援医療(精神通院)対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。

【回答】住民福祉課

・平成24年10月1日より精神障害者1、2級の対象者に対し、全疾病対応の無料化を

実施しています。平成20年4月1日より自立支援医療(精神通院)対象者には精神通院の医療費助成を実施しています。

④妊産婦医療費助成制度を創設してください。

【回答】住民福祉課

・現在のところ考えていません。

6. 子育て支援について

(1)「子どもの貧困対策推進法」「子どもの貧困対策に対する大綱」を受け、2016年に県が実施した子ども調査も踏まえて、市町村独自に子どもの貧困対策に計画をもって推進してください。

①愛知県の調査方法に準じて、市町村での子どもの貧困の実態を調査してください。

【回答】子育て支援課

・調査の考えはありません。

②ひとり親世帯等に対する自立支援計画を策定し、自立支援(教育・高等教育職業訓練)給付金事業、日常生活支援事業等を実施してください。

【回答】子育て支援課

・知多福祉事務所と連携を図ることで実施に努めます。

★③就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。入学準備金は、新学期開始前に支給してください。

【回答】学校教育課

・就学援助に係る基準については、生活保護基準額の1.3倍としています。年度途中においても、新たに該当となる方には制度を案内し、申請していただいています。入学準備金は、平成30年度から新入学の児童生徒へ入学前支給を実施しています。

④教育・学習支援への取り組みを行うとともに、児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。

【回答】子育て支援課

・NPO法人などで、「こども食堂」の取り組みはありません。「居場所づくり」として児童館事業や放課後児童健全育成事業を実施しています。

★(2)小中学校の給食費を無償にしてください。未納者が生じないよう、当面「減額」や「多子世帯に対する支援」などを行ってください。

【回答】学校教育課

・現行の学校教育は、施設及び設備に要する経費と運営は設置者の負担、給食費については保護者負担と定められているため、義務教育ではあっても無償化の考えはありません。ただし、就学援助制度の対象となれば給食費は無償となります。

(3)幼児教育・保育の無償化について、すべての子どもが等しく幼児教育・保育を受けることができるよう、市町村の課題と位置付けて施策を実施・拡充してください。

①認可保育所の整備・増設をおこなってください。保育士資格の有資格者を確保するための具体的な施策を実施してください。

【回答】子育て支援課

・現在のところ認可保育所の新規整備・増設の考えはありません。また、継続的に保育士の確保に努めます。

②無償化の対象となる認可外保育施設等について、すべての施設が国の定める保育士配置と面積にかかる最低基準を満たすことができるよう指導・援助してください。少なくとも、指導監督基準を下回る認可外保育施設等に対し、ただちに指導監督基準へ上げるための独自の支援を実施してください。

【回答】子育て支援課

・認可外保育施設は、都道府県等が指導監査を行うため、引き続き、愛知県との連携を図ります。

③就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。少なくとも、無償化以前の利用料負担を上回ることがないよう減免制度を実施・拡充してください。

【回答】子育て支援課

・給食費を無償にする考えはありません。無償化以前の利用料負担を上回ることはありません。

7. 障害者・児施策の拡充について

★①障害者が24時間365日、地域で安心して生活できる「暮らしの場」として、小規模多機能の入所施設、行動障害や重度心身障害対応のグループホーム、休日にも対応できる通所施設を設置してください。

【回答】住民福祉課

・事業者からグループホームや入所施設・通所施設の設立についての相談があった場合、直ちに県へつなぐ等の支援をしております。事業者に対しては、今後も拡充を働きかけていきます。

②在宅の生活を送る障害者の居宅介護や重度訪問介護の支給時間は、必要とする時間を支給してください。

【回答】住民福祉課

・支給量の決定に当たっては、本人や家族のサービス利用意向を聴取のうえ、提出された「サービス等利用計画案」や障害支援区分等を勘案し、個別の状況を把握したうえで、個々の障害の事情に応じ、支給決定しています。

③移動支援(地域生活支援事業)を、通園・通学・通所・通勤に利用できるようにするとともに、入所施設の入所者も支給対象にしてください。

【回答】住民福祉課

・移動支援の支給につきましては、総合支援法の対象を基本とし、通所・通学は移動支援の対象の範囲ではないと考えており、今後につきましても同様に考えております。

④入院時および入院中のヘルパー利用を認めてください。

【回答】住民福祉課

・通院の支援としましては、居宅介護の通院介助または同行援護での支援があります。入院中の支援としましては、障害援護区分6であって、入院前から重度訪問介護の利用をしてきた者に対して、重度訪問介護を利用し、病院等の職員と意思疎通を図

るうえで必要なコミュニケーションを行うことは可能です。

⑤障害者・児の福祉サービスの利用料、給食費などを無償にしてください。

【回答】住民福祉課

・利用料の無償化は現在のところ考えていません。障害児施設に通所する児童の給食費を補助しております。

★⑥40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、

1) 一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

2) 介護保険の利用申請を行わない障害福祉サービス利用者に、障害福祉サービスを打ち切らないでください。

3) 2018年4月からはじまった高齢障害者の利用者負担軽減制度を周知してください。

【回答】住民福祉課

・介護保険利用の優先は、法で定められておりますが一律に介護優先にせず、65歳到達前に制度説明等を実施して、本人家族の意向に基づき対応しています。障害福祉サービス利用者が、介護保険の利用申請を行わない場合でも、障害福祉サービスの打ち切りを行っておりません。高額障害福祉サービス等給付費の対象者には、勧奨通知を送付するなどして周知に努めていきます。

⑦障害者が生活するグループホームや施設の夜間体制は、必ず職員を複数配置にするよう基準を定め、報酬単価のさらなる改善を、国に要望し、自治体でも補助してください。

【回答】住民福祉課

・現在のところ考えていません。

⑧障害者福祉サービスに係るホームヘルパー職など、介護職員の不足を解消するために加算方式ではなく報酬単価の引き上げを、国に要望し、自治体でも補助してください。

【回答】住民福祉課

・現在のところ考えていません。

8. 予防接種について

★①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、ロタウイルスワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、定期接種から漏れた人に対する麻しん(はしか)の任意予防接種に助成制度を設けてください。

【回答】健康介護課

・今後の検討課題とさせていただきます。

②高齢者用肺炎球菌ワクチン(定期接種)の一部負担を引き下げてください。市町村が実施する任意予防接種事業を再開・継続してください。また2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。

【回答】健康介護課

・自己負担額については、平成28年度から、定期接種・任意接種ともに、4,000円を2,000円に引き下げています。

2回目の接種を任意予防接種事業の対象とすることは、今後の検討課題とさせていただきます。

9. 健診・検診について

★①産婦健診の助成対象回数が1回の市町村は2回に拡充してください。

【回答】健康介護課

・近隣市町村の状況等を参考にして、検討してまいります。

②妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。

【回答】健康介護課

・妊婦については、個別に実施しています。産婦については、今後の検討課題とさせていただきます。

③保健所や保健センターに歯科衛生士を常勤で複数配置してください。

【回答】健康介護課

・1～3歳までの健診や成人への健康教育等に対応するため、臨時職員の複数の歯科衛生士にて業務にあたっています。本町の規模では、常勤での配置は難しいものがあります。

【Ⅱ】国および愛知県に以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

- ①75歳以上の医療費患者負担2割引き上げをはじめ、政府が現在検討を進めている、これ以上の患者窓口負担増の計画を中止してください。
- ②国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。病気や出産のときに安心して休めるよう傷病手当、出産手当を創設してください。
- ③マクロ経済スライドを廃止してください。また、年金支給開始年齢を先延ばししないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。
- ④介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる軽度者外しはやめてください。介護・福祉労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。
- ⑤18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。
- ⑥障害者・児が24時間365日、地域で安心して生活できる「くらしの場」が選択できるよう、グループホームや入所機能を備えた地域生活拠点为国の責任で整備してください。福祉人材の人手不足を解消するために報酬単価を大幅に引き上げてください。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

(1) 福祉医療制度について

- ①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。
- ②18歳年度末までの医療費無料制度を実施してください。
- ③精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、自立支援医療(精神通院)対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。
- ④後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大してください。

(2)市町村国民健康保険への県独自の補助金を復活してください。

以上